

告 示

埼玉県告示第五十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和五年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―四三―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡毛呂山町大字川角字下西ヶ谷八百番一外十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千百九十八・七四二立方メートル